

- 2) 自転車置場  
 建物用途：自転車置場  
 建物構造：鉄筋コンクリート造一部木造  
 建物規模：平屋建 3棟  
 延べ面積 計128㎡  
 工事内容：新築3棟
- 3) 門扉 新設一式  
 4) 囲障 新設一式  
 5) 屋外排水設備 新設一式  
 6) 舗装 新設一式  
 7) 諸標 新設一式  
 8) 雑工作物 新設一式  
 9) 樹木 新植一式  
 10) 電気設備工事 新設一式  
 11) 機械設備工事 新設一式  
 12) 既存庁舎 とりこわし一式
- 4 工期 令和4年10月1日から令和7年2月28日まで  
 (発注者の示す余裕期間：契約締結日の翌日から令和4年9月30日まで)  
 (指定部分工期：令和6年6月28日まで)  
 指定部分は図面による。
- 5 申請の時期  
 令和4年5月19日から令和4年6月23日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)。なお、令和4年6月24日以降当該工事に係る開札の時までに(土曜日、日曜日及び祝日を除く。))においても、随時、申請を受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。
- 6 申請の方法  
 (1) 申請書の入手方法 「競争参加資格審査申請書(特定建設工事共同企業体)」(以下「申請書」という。))は、令和4年5月18日から〒760-8554 香川県高松市サンポート3-33 四国地方整備局総務部契約課調査係 電話087-851-8061代において特定建設工事共同企業体としての資格を得ようとする者に交付する。  
 (2) 申請書の提出方法及び提出場所 申請者は、申請書に次に掲げる資料を添付し、持参、郵送(書留郵便に限る。)、又は電子メールにより提出すること。提出場所は上記(1)に示す申請書の交付場所に同じ。なお、申請書への押印は不要とする。また、電子メールにより

- 提出する場合の提出先アドレスはsk-shikaku@mlit.go.jpとし、メール送付後、その旨を上記(1)まで連絡すること。
- 1) 特定建設工事共同企業体協定書(甲)(7(5)の条件を満たすものに限る。))の写し。  
 2) 7(2)1)の要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類(様式は、申請書とともに交付する様式又は、当該工事の「入札公告(建設工事)」(令和4年5月17日付け支出負担行為担当官四国地方整備局長)に示すところにより交付する入札説明書の様式-1-1及び様式-1-2を使用すること。))。  
 3) 7(2)2)及び3)の要件を満たすことを証する書面の写し。  
 4) 最新の建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第21条の4に規定する総合評定値通知書の写し。  
 5) 納税証明書の写し(国税通則法施行規則(昭和37年大蔵省令第28号)別紙第9号書式)。  
 (3) 申請書等の作成に用いる言語 申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。
- 7 特定建設工事共同企業体としての資格及びその審査  
 「競争参加者の資格に関する公示」(令和4年3月31日付け国土交通省大臣官房会計課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「令和4年3月31日付け公示」という。))5(建設工事)の1から5までに該当する者を構成員を含む特定建設工事共同企業体及び、次に掲げる条件を満たさない特定建設工事共同企業体については、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。それ以外の特定建設工事共同企業体については、令和4年3月31日付け公示6(建設工事)の(1)に掲げる客観的事項(共通事項)の項目及び(2)に掲げる主観的事項(特別事項)の項目について総合点数を付与して特定建設工事共同企業体としての資格があると認定する。  
 (1) 特定建設工事共同企業体の構成 特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす2社又は3社の組合せとする。  
 1) 四国地方整備局における令和3・4年度一般競争参加資格のうち、「建築工事」の認定を受けている者であること(会社更生法

- (平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、四国地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。))  
 2) 四国地方整備局における「建築工事」における一般競争参加資格の認定の際に、客観的事項(共通事項)について算定した点数(経営事項評価点数)が1,200点以上であること(上記1)の再認定を受けた者にあつては、当該認定の際に経営事項評価点数が1,200点以上であること。))。代表者以外の構成員は、四国地方整備局「建築工事」における一般競争参加資格の認定の際に、客観的事項(共通事項)について算定した点数(経営事項評価点数)が1,150点以上であること(上記1)の再認定を受けた者にあつては、当該認定の際に経営事項評価点数が1,150点以上であること。))。  
 3) 当該競争参加資格に係る申請の期限の日から認定を行う日までの期間に、四国地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)に基づく指名停止を受けていないこと。  
 4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。  
 5) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記1)の再認定を受けた者を除く。))でないこと。  
 (2) 構成員の技術的要件等 特定建設工事共同企業体の構成員は、令和4年6月23日において次の要件を満たすものとする。  
 1) 代表者が平成19年度以降に元請けとして、以下に示す工事における同種工事1の施工実績を有し、他の構成員は、平成19年度以降に元請けとして、以下に示す工事における同種工事2の施工実績を有すること

- (共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。また、乙型共同企業体の施工実績については、出資比率に関わらず構成員として施工を行った分担工事の実績に限る。))  
 ・同種工事1とは、完成・引き渡しが完了した一件の工事で、次の(ア)から(ウ)の要件を満たす、新築又は増築工事のうち、躯体、外装のほか内装を含む建築一式工事を施工した実績を有すること。なお、(ア)から(ウ)は同一工事かつ1棟の建物であること。  
 (ア) 建物用途：庁舎、事務所又は類似施設。なお、類似施設とは、事務室(上級室を含む。)、会議室、研修室及び研究室(実験室を除く。))の合計面積(これに付随する共用部分を含む。))が当該施設の延べ面積の過半を占める施設を指すものとする。  
 (イ) 建物構造：鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造  
 (ウ) 建物階数：地上8階建以上で延べ面積10,000㎡以上  
 ・同種工事2とは、完成・引き渡しが完了した一件の工事で、次の(ア)から(ウ)の要件を満たす、新築又は増築工事のうち、躯体、外装のほか内装を含む建築一式工事を施工した実績を有すること。なお、(ア)から(ウ)は同一工事かつ1棟の建物であること。  
 (ア) 建物用途：庁舎、事務所又は類似施設。なお、類似施設とは、事務室(上級室を含む。)、会議室、研修室及び研究室(実験室を除く。))の合計面積(これに付随する共用部分を含む。))が当該施設の延べ面積の過半を占める施設を指すものとする。  
 (イ) 建物構造：鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造  
 (ウ) 建物階数：地上3階建以上で延べ面積3,000㎡以上  
 なお、当該実績が大臣官房官庁営繕部又は地方整備局が発注した工事に係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書による評定点が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。